

令和8年度 農作業標準労働賃金協定表

令和8年4月～令和9年3月
大山町農業委員会

作 業 名		協定額(税込)	摘 要
田 植 え	機械植え(10a当たり)	7,500 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算
	一般労務(1時間当たり)	1,050 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む
耕 転 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒 起	7,500 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算
	こ な し	4,500 円	
	代 か き	5,900 円	
	こなし・代かき同時	8,600 円	
	フ レ ー ル モ ア	7,000 円	
堆肥散布(1t当たり)		1,700 円	・堆肥料金は別途
あぜ草刈(1時間当たり)		2,000 円	・刈払機(機械代、燃料代含む)
あぜ塗り(1m当たり)		80 円	・農地の状況により適宜加算
追 肥(10a当たり)		1,700 円	・機械代、燃料代含む
稲 刈	バインダー(10a当たり)	9,100 円	・すみ刈りは委託者で行う
	コンバイン(10a当たり)	19,500 円	・カッター使用の場合は500円加算 ・結束機使用の場合は2,000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏・・・1割増 5割以上の倒伏・・・・・・・・・・3割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算
稲 脱 穀	ハーベスター(10a当たり)	8,600 円	
農 業 用 ド ロ ー ン		3,000 円	10a当たり(薬剤費、肥料代は別)

賄
い
な
し

※梨については、西部果樹協会(☎0859-37-5814)までお問い合わせください。

※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に双方の話し合いにより決定してください。

※一般農作業賃金については、鳥取県最低賃金が改定された場合は、標準額の読み替えをお願いします。

◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0858-58-6115